

知財総合支援窓口運営業務（〇〇県）  
民間競争入札実施要項

## 目次

1. 趣旨.....	1
2. 本事業の概要.....	1
3. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項.....	1
4. 実施期間に関する事項.....	3
5. 入札参加資格に関する事項 .....	3
6. 入札に参加する者の募集に関する事項.....	4
7. 落札者を決定するための評価基準その他落札者の決定に関する事項.....	5
8. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	7
9. 民間事業者が INPIT に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置.....	7
10. 対象公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項.....	11
11. 対象公共サービスに係る評価に関する事項.....	12
12. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項.....	12

- ・別紙1 アンケート項目
- ・別紙2 暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面
- ・別紙3 従来の本業務の実施状況に関する情報
  
- ・別冊1 知財総合支援窓口運營業務にかかる実施計画書
- ・別冊2 総合評価手順書

## 1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」という。）は、公共サービス改革基本方針（令和 3 年 7 月 9 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された INPIT の知財総合支援窓口運營業務（以下「本事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

## 2. 本事業の概要

本事業については、知的財産に関する相談・支援案件の管理を行うとともに、事業責任者による適切なマネジメントのもと、知財に関する普及活動を通じた相談者の拡大や各地域における各関係機関との連携促進等、都道府県の産業構造の地域性や特性等の実情に即した戦略的な窓口の運営を行っていくことが重要であり、それらの実現に向け、民間事業者の創意工夫等を活用するため、本事業は民間事業者に委託することにより実施するものである。

## 3. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

### 3.1. 対象公共サービスの詳細な内容

本事業における主な業務は以下のとおりとし、各業務の詳細な内容は別冊 1「知財総合支援窓口運營業務にかかる実施計画書（仕様書）」（以下、「仕様書」という。）において示す。

- ・ 中小企業等の利便性の高い場所への常設窓口の設置・運営
- ・ 常設窓口への相談員を配置し、窓口での相談・支援対応
- ・ 企業等への訪問による相談・支援対応
- ・ 専門家（弁理士・弁護士等）を活用した支援
- ・ 窓口の周知活動及び知財に関する啓蒙活動
- ・ 窓口事業実施関係機関及び地域支援機関等との連携・協力
- ・ 窓口運営に必要な事務処理
- ・ 窓口事業全体のマネジメント
- ・ INPIT が行うその他事業との連携・協力 等

また、本事業を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上）及び経費の削減等に努めるものとする。

### 3.2. サービスの質の設定

#### (1)確保されるべきサービスの質に関する要求水準

本事業実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、民間事業者に対して以下の要求水準を設定する。

項目：窓口の支援内容が有用であったか

目標値：アンケート（別紙1「問11」）における支援内容評価項目について、「大変良かった」または「良かった」の回答が総回答数のうち80%以上

アンケートは、下記(2)に定める質問の総回答数に対して「有用であった」旨の回答が80%を上回ること。

設問への回答のうち、有用であった旨の回答数の合計÷設問の総回答数×100≥80

#### (2)有用の評価の判定方法

本事業の利用者に対して、支援内容に対する評価や意見・要望等に関するアンケート調査を実施する。アンケート項目については別紙1のとおり。

利用者の評価は、当該アンケート項目のうち「問11 知財総合支援窓口の総合的な満足度」に対する回答である「1 満足」「2 やや満足」「3 どちらとも言えない」「4 やや不満」「5 不満」の5段階評価により判定することとし、「1」及び「2」について「有用であった旨の評価」と判定する。

### 3.3. 事業の契約形態ならびに委託費の支払方法

(1)本事業の契約の形態は精算条項を付した年度ごとに支払いを行う委託契約とする。

(2) INPIT は、委託契約に基づき提出書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施するなどして、仕様書に定める内容について適正に実施されていることを確認した上で、委託費の額を確定し、民間事業者に対して委託費の確定通知を行うものとする。なお、委託費の確定額は、契約額を上限とする。

(3)民間事業者は、確定通知を受けたときは、委託業務費支払請求書を作成し、INPIT に提出する。INPIT は、民間事業者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。

(4)民間事業者から概算払による支払の要望があった場合は、INPIT は要望があった月までの経理書類により、本委託事業の支出対象経費と認められる額の確認を行う。

民間事業者は、INPIT の確認後、認められた額の範囲内で、概算払請求書を作成し INPIT に提出する。INPIT は概算払請求書を受理した日から 30 日以内に支払いを行う。

- (5)その他、対象経費等の委託費に関する考え方については、仕様書「第 1 総則 5 委託費に関する考え方」に示す。

### 3.4 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、(1)から(3)に該当する場合には INPIT が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- (1)本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- (2)消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- (3)上記(1)及び(2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

## 4. 実施期間に関する事項

本事業の実施期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

## 5. 入札参加資格に関する事項

次の資格を満たす者であること。

- (1)法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2)独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領第 8 条の規程に該当しない者であること。
- (3)平成 31・32・33 年度又は令和 1・2・3 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B、C、または D 等級に格付されている者であること。
- (4)資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5)経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (6)法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7)労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8)各府省庁等から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (9)過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省から契約を解除されているものではないこと。
- (10)共同事業体による入札について  
単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を

共同で行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織（以下、「コンソーシアム」という。))として参加することができる。

その場合、入札書提出時までにはコンソーシアムを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業は、他のコンソーシアムに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとし、コンソーシアムに関する協定書又はこれに類する書類を作成するものとする。

## 6. 入札に参加する者の募集に関する事項

### 6.1.入札の実施手続及びスケジュール

入札公示 令和3年10月〇日（〇）

入札説明会 令和3年11月中（対面方式及びWeb方式を予定）

場 所：札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄で開催予定

入札書類の提出期限 令和3年12月中

入札書類の評価 令和4年1月中旬

開札・落札予定者の決定 令和4年1月下旬

落札者の決定 令和4年2月中

契約・事業引継ぎ・準備期間 令和4年2月～3月

事業開始 令和4年4月1日（金）

### 6.2.入札実施手続

#### (1)質問受付

質問は電子メールにより受け付け、その内容及び INPIT からの回答は INPIT ホームページ上に公開する。

ただし、当該質問者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

#### (2)提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本事業実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための事業実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「事業の質等」という。）に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額については、本事業に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3)企画提案書の内容

実施要項及び仕様書を踏まえ、別冊2「知財総合支援窓口運營業務総合評価手順書」別紙1「応札資料作成要領」に従い組織体制及び事業内容等を記載した企画提案書を作成し提出すること。

なお、企画提案書は2部提出すること。

うち1部については、表紙のみに応募者名、担当部署名、担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスについて記載しておくこと。もう1部は応募者名等の記載を一切行わないこと。また、提案書の内容においても応募者が推測できる文言、単語等は一切使用しないこと。

提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体を1部提出すること。その際のファイル形式は、原則として、一太郎®、MS-Word、MS-PowerPoint®、MS-Excel又はPDF形式とする（これに抛り難い場合は、INPITまで申し出ること。）。

企画提案書のほか、以下資料を各1部提出すること。

- ・別紙2 暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面
- ・過去2年間の貸借対照表
- ・損益計算書（収支決算書）又はそれに類するもの
- ・納税証明書及び社会保険料納入確認書等（直近のもの）
- ・パンフレット、その他事業者の概要がわかる資料
- ・全国の全省庁統一資格の一般競争参加決定通知書（写し）

※本事業に応募するため、一般競争参加資格の申請を行う場合は、申請書の写しを添付し、一般競争参加決定通知書を取得次第、INPITに通知書の写しを提出すること。

## 7. 落札者を決定するための評価基準その他落札者の決定に関する事項

### 7.1.実施する者の決定に関する事項

本事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、提出された企画提案書等の審査評価は、INPIT内に設置する技術審査委員会において行う。

#### (1) 落札者決定に当たっての評価項目の設定（技術点の採点）

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）、また、効果的なものであるか（加点項目）について行う。なお、次の必須項目審査（基礎点）の得点と加点項目審査の得点との合計点を技術点とする。

##### ① 必須項目審査

INPITは、入札参加者が提案書に記載した内容が、別冊2「知財総合支援窓口運營業務総合評価手順書」別紙2に記載された必須項目について満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格とし、基礎点（15点）を付与する。

（1つでも満たしていない場合は不合格となる。）

##### ② 加点項目審査

必須項目審査で合格となった入札参加者に対して、別冊2「知財総合支援窓口運

営業業務総合評価手順書」別紙2に記載された加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を評価し、各項目についてそれぞれ得点を付与する。(加点項目審査における満点：305点)

## (2) 落札方式及び得点配分

### ① 落札方式

次の要件を満たす入札者のうち、総合評価点の合計が最も高い者を落札者予定者とする。

ア 入札価格が、情報・研修館契約事務取扱要領第11条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ 「提案書等評価基準表」に記載された必須項目を全て満たしていること。

### ② 総合評価点の計算

総合評価点は以下のとおり算出する。なお、同点の場合は総合評価点の1点未満の端数について、数値の最も高い者が明らかになる位まで算出する。

・ 総合評価点 = 技術点 + 価格点

《技術点 = 基礎点 + 加点》

《価格点 = 価格点の配分 × (1 - (入札価格 ÷ 予定価格))》

### ③ 得点配分

技術点と価格点の配分は、以下のとおりとする。

技術点 320点

(内訳) 必須項目：基礎点 15点

加点項目：加点 305点

価格点 160点

## 7.2. 落札者の決定に係る留意事項

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 落札予定者となるべき者が二者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない INPIT の職員にくじを引かせ、落札者予定者を決定する。
- ③ 落札者となるべき者が決定したときは、INPIT は、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表する。

## 7.3. 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととし、



これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付する。

上記、再度の公告と入札を実施することとなった場合、落札者となるべき者が事業を開始するまでの期間、入札対象地区の現契約者の契約期間を、INPIT と民間事業者が協議の上、最長で 6 ヶ月間延長することができるものとする。

なお、現契約者との協議は、再度の入札の不落後速やかに開始するものとする。

また、再度の公告と入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告する。

## 8. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

### (1) 開示情報

従来の本業務の実施状況に関する情報は別紙 3 のとおり。

- ①従来の実施に要した経費
- ②従来の実施に要した人員
- ③従来の実施に要した施設及び設備
- ④従来の実施における目的の達成水準
- ⑤従来の実施方法等

### (2) 資料の閲覧

「(1)開示情報」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合は、事業報告書等について、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、INPIT は法令及び機密性等に問題がない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

## 9. 民間事業者が INPIT に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

### (1) 報告等

民間事業者は INPIT に対し、仕様書 3 3-5(3)に記載する報告を行う。

### (2) 調査等

INPIT は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要に応じ、法第 26 条の規定に基づき、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする INPIT の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示

す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### (3)指示

INPIT は、民間事業者の実績が目標値を下回った又は下回ることが明らかになったと判断したとき及び民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、法第 27 条に基づき、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

### (4)秘密の保持等

#### ①個人情報の取扱い等

ア 民間事業者は、業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために使用してはならない。

#### イ INPIT セキュリティポリシーの遵守

- i) 本業務の実施においては、「INPIT セキュリティポリシー」を遵守すること。
- ii) 仕様書 4(2)において示す窓口管理システムに保存された情報の機密性の格付け、アクセス制限等は INPIT が指示するので、これに従うこと。
- iii) 窓口で雇用する者の本業務で取り扱う情報へのアクセス権限、情報の取り扱いに関する指揮命令システムを整備すること。
- iv) このほか、INPIT が貸与する USB メモリの取扱いは、INPIT が指示するのでこれに従うこと。

#### ウ 個人情報の廃棄について

民間事業者は、本業務の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後、本事業を受託する予定の次の事業者がある場合は、引継ぎが完了したことを INPIT が確認したのち、速やかに当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

#### ②秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して INPIT、特許庁ならびに連携先の中小企業支援機関等が開示、またはそれら機関から知り得た情報等（公知の事実等を除く。）並びに業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

民間事業者において、本業務に従事している者又は従事していた者は、本業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条の規定により罰則が適用される。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

#### ③報告

民間事業者は、業務実施に関して、個人情報や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を INPIT に報告

し、対応等について INPIT から指示を受けること。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、INPIT の承認を受けなければならない。

ウ INPIT 及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本業務の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令を遵守しなくてはならない。

③ 禁止行為等

民間事業者において、本事業の業務に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

ア 偽りその他不正の手段を用いること。

イ 本事業以外の業務に使用するために個人情報収集又は使用すること。

ウ 相談者に対して、金品又は役務の提供を要求すること。

エ 相談者から金品、手数料若しくは報酬を徴収すること。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、INPIT の名称並びにトレードマーク、窓口支援担当者等の本事業上の地位・名称を、民間事業者が自ら行う本事業以外の業務の宣伝に無断で使用してはならない。

⑤ 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本業務に従事する者が、来訪した相談者への対応、あるいは新たに知的財産の活用に取り組もうとする企業への周知活動のために訪問等を行うに当たっては、INPIT が承認し民間事業者が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

⑥ 帳簿の作成及び保存

民間事業者は、本業務に係る会計に関する帳簿書類を作成し、本業務を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

⑦ 権利の譲渡

ア 民間事業者は、委託契約に基づいた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触す

るときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑧ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を独自に公表しようとするときは、あらかじめ INPIT の承認を受けなければならない。

⑨ 再委託

ア 民間事業者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

なお、再委託とは、本来受託した民間事業者が自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して、印刷、リーフレットの配送等を外部の専門業者に発注することは、再委託には当たらないものとする。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その業務の一部を第三者に対して委託し又は請け負わせる場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収等について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で INPIT の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 民間事業者は、本業務の一部を再委託するときは、再委託先の行為について、INPIT に対して全ての責任を負うものとする。

カ 再委託先は、上記の秘密を適正に取り扱うために必要な措置、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、INPIT との契約によらない自らの事業の禁止等、民間事業者が講ずべき措置については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

キ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする。

⑩ 契約内容の変更

INPIT 及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得た上、法 21 条に定める手続きを経なければならない。

⑪ 契約の解除、損害賠償、不可抗力免責等

ア 契約の解除

INPIT は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し委託費の支払を停止し、又は契約の全部又は一部を解除若しくは変更することができる。

i) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

ii) 暴力団員、暴力団関係者又は社会運動・政治活動標ぼうゴロ等の反社会的勢

力の関係者を役員、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

iii)暴力団、暴力団関係者又は社会運動・政治活動標ぼうゴロ等の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

iv)再委託先が暴力団員、暴力団関係者又は社会運動・政治活動標ぼうゴロ等の反社会的勢力の関係者と知りながら、それを容認して再委託契約を継続させていることが明らかになったとき。

#### イ 契約解除時の取り扱い

i)上記アに該当し、契約を解除した場合には INPIT は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

ii)この場合、民間事業者は INPIT に対して、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記 i)の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として INPIT に支払わなければならない。

#### ウ 損害賠償

INPIT は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお INPIT から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払い済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払い済額とみなす。

#### エ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により、本業務の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

#### オ 延滞金

民間事業者は、イ ii)に記載した違約金、又は概算払があるときはその委託費の残額、又は損害賠償金を INPIT の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

#### ⑫ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と INPIT とが協議するものとする。

### 10. 対象公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は次のとおりとする。

- (1) INPIT が当該第三者に対する賠償を行ったときは、INPIT は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について INPIT の責に帰すべき理由が存在する場合は、INPIT が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について INPIT の責に帰すべき理由が存在するときは、当該民間事業者は INPIT に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 1 1. 対象公共サービスに係る評価に関する事項

### (1) 調査の実施時期

INPIT は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（令和 5 年 4 月～5 月を予定）を踏まえ、令和 4 年度業務終了時点における状況を調査する。

### (2) 調査項目及び実施方法

INPIT は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者からの実績に係る報告（9.（1）参照）等を基に、次の（3）の調査項目について民間事業者の実施状況を調査し、数値的な質の維持向上が達成できたかを定量的に評価する。

### (3) 調査項目

- ① 業務の実施状況
- ② 利用者アンケートの結果
- ③ 本業務の運営に要した経費
- ④ その他本業務に関連する事項

## 1 2. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

### (1) 業務実施状況等の監理委員会への報告

INPIT は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

### (2) INPIT の監督体制

本契約にかかる監督は、INPIT の契約担当職である INPIT 理事長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

### (3) 民間事業者の責務

- ① 本業務に従事する者は刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法第 25 条第 2 項により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 民間事業者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

#### (4) 知的財産権の帰属及び使用

- ① 民間事業者は、本業務の目的として作成される成果物の知的財産権（著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条を含む。）、著作隣接権、特許権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「知的財産権等」という。）の全てを INPIT に無償で譲渡するものとする。
- ② 民間事業者は、いかなる場合も成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとし、成果物に関する著作者が民間事業者以外の者であるときは、当該著作者が成果物に関する著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- ③ 上記①にかかわらず、成果物に民間事業者が知的財産権を有する著作物等（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合は、民間事業者が納品の際に当該箇所を明示した場合に限り、既存著作物等に関する知的財産権は、民間事業者に留保される。ただし、民間事業者は、INPIT に対し、INPIT による成果物の利用範囲で第三者に二次利用を許諾することを含め、無償で既存著作物等の利用を許諾するものとする。
- ④ 民間事業者は、成果物に第三者がその知的財産権を有する著作物等（以下、「第三者著作物等」という。）が含まれていないことを表明し保証する。
- ⑤ 上記④にかかわらず、成果物に第三者著作物等が含まれる場合には、民間事業者は、第三者との間で、INPIT が当該著作物等を使用するために必要な費用の負担及び INPIT 使用許諾契約（成果物に対する著作者人格権の不行使を含む。）等に係る一切の手続きを行うものとし、成果物について第三者の知的財産権を侵害していないことを表明し保証する。

この場合、民間事業者は、成果物を納品する際に、第三者著作物等が含まれる箇所を明示しなければならない。

#### (5) 情報セキュリティ対策の要求水準の変更

- ① 契約締結後、INPIT は INPIT セキュリティポリシー等の改訂により、契約書及び実施要項に定める情報セキュリティ対策の要求水準を変更させる場合がある。この場合、民間事業者は、INPIT から求めがあった場合には、情報セキュリティ対策を変更した場合の影響調査を行い、その対処方法を検討することとし、影響調査の結果を速やかに INPIT に提出すること。
- ② INPIT は、上記①の影響調査の結果を踏まえ、民間事業者の対処方法及びその履行について、民間事業者と協議することができる。

よりよい知財総合支援窓口にするために、本アンケート調査にご協力ください。  
下記にご回答頂き、アンケート事務局まで、ウェブサイトでご回答いただくか、FAX（〇〇〇〇）で送信してください。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。



ウェブサイトでも回答できます。QRコードを読み込むかURLからご回答ください。

URL : <https://www.inpit.go.jp/form/chizaimadoguchi/cs/questionnaire.html>

問 1 【任意】あなたの氏名又は企業名を記入してください。 問 2 ご利用いただいた年月日を記入してください。

年 月 日

問 3 ご利用いただいた知財総合支援窓口の名称を記入してください。

都・道・府・県 知財総合支援窓口

問 4 対応した相談員名を記入してください。

※専門家に対応した場合は「専門家」に、相談員名が不明な場合は「わからない」に○をしてください。

・専門家 ・わからない

問 5 知財総合支援窓口はどこで知りましたか。当てはまるもの1つに○をしてください。

※二回目以降の利用の場合、「7」または「8」を選択してください。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 窓口のチラシ、パンフレット      | 2. 産業フェアやセミナーなどのイベント  |
| 3. 窓口の職員等による声かけ       | 4. 窓口のホームページ          |
| 5. 各支援機関などからの紹介       | 6. その他 ( )            |
| 7. 二回目以降の利用 (今年度は初めて) | 8. 二回目以降の利用 (今年度も利用済) |

問 6 ご利用方法について当てはまるものに○をしてください。

1. 窓口を訪問した      2. 相談員や専門家が訪問      3. その他 ( )

以下の問について、満足度を選択してください。 ※問7及び問8は、問6で「窓口を訪問した」を選択した場合のみ 回答してください。	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
問 7 知財総合支援窓口設置場所の利便性 (アクセス)	1	2	3	4	5
問 8 知財総合支援窓口設置場所の施設 (相談ブース、設備など)	1	2	3	4	5
問 9 対応した相談員 (専門家) の言葉遣いや傾聴の態度	1	2	3	4	5
問 10 対応した相談員 (専門家) の説明のわかりやすさ	1	2	3	4	5
問 11 本日の知財総合支援窓口の総合的な満足度	1	2	3	4	5

問 12 【任意】問7～問11で「やや不満」、「不満」を選択された場合は、窓口の改善につなげるため、その理由について具体的に回答いただけると幸甚です。

問 13 【任意】特許庁、INPIT、知財総合支援窓口へご意見、ご要望等ございましたら、ご自由に記入してください。

★ご記入頂く氏名又は企業名を開示することはございませんが、個人情報を含む氏名又は企業名が特定されないよう集計処理をしたうえで、統計結果について、開示することがございます。このアンケートは(独)工業所有権情報・研修館から委託を受けている「窓口機能強化事業事務局」が運営しています。その他、ご意見等ございましたら様式自由にて下記あて先までご連絡ください。  
(本アンケートのお問い合わせ先： 〇〇〇〇)

ご協力、ありがとうございます。



## 誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体、法人である場合は当法人）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

令和 年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館  
理事長 久保 浩三 宛て

入札参加事業者 住 所 (郵便番号 )

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者氏名)

法定代理人

氏 名

㊟

㊟

以上